

7月11日

○議長（湯之原一郎君） これから本日の会議を開きます。
(午前10時00分開議)

○議長（湯之原一郎君） 会議は、お手元に配付してあります日程により、議事を進めます。

○議長（湯之原一郎君） 日程第1、行政報告を行います。
市長より行政報告の申し出がありました。これを許します。

○市長（笹山義弘君） 登壇

それでは、お手元の資料に基づきまして、台風8号に伴う避難状況、被災状況等につきまして行政報告を申し上げます。

まず、台風8号の接近に伴う市の対応についてであります。一昨日の9日午前8時30分に災害警戒本部を設置し、同日午後1時には、市内の公共施設のうち、加治木地区4か所、始良地区7か所、蒲生地区3か所の計14か所を避難所として開設いたしました。

これらの避難所における避難者数は、10日午前6時現在で87世帯108人でありました。

また、9日午後5時に避難準備情報を防災行政無線及び防災メール等により、白浜地区を除く市内全域に発令するとともに、特に災害時要援護者の方々に対しましては、災害時における福祉避難所の設置運営に関する協定に基づきまして、市内の民間福祉施設への早期避難を促したところであります。

さらに、同時刻に白浜地区に避難勧告を発令し、自力避難困難者の方々については、午後6時に市のマイクロバスにより、脇元地区公民館への移送を行ったところであります。

なお、同地区からの避難者数は12世帯17人でありました。

また、消防署及び消防団におきましても、台風警戒に関する広報活動、白浜地区の住民の避難誘導や水門の閉鎖などを行ったところであります。

次に、被災状況であります。10日早朝から、建設部及び農林水産部の職員を中心に災害パトロールを行い、さらに、自治会長や公民館長のご協力のもと、被害状況調査を行いました。幸いにして、今回の台風8号による大きな被害は確認されておりません。

なお、避難勧告については10日午前9時30分に、避難準備情報については同日正午にそれぞれ解除し、災害警戒本部については同日午後5時に解散いたしました。

今後におきましても、災害発生が予想される際には、防災行政無線及び防災メール等により、早期避難の呼びかけを迅速かつ的確に行い、市民の生命、身体及び財産の保護に努めてまいります。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで行政報告は終わりました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第2、議案第53号 始良市いじめ対策専門委員会条例制定の件を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第53号 始良市いじめ対策専門委員会条例制定の件について、審査の経過と結果について報告いたします。

当委員会は、平成26年6月25日、26日、27日及び7月1日に開会し、関係職員の出席を求め詳細に審査しました。

昨年9月に施行された、いじめ防止対策推進法に基づき、同法第14条第1項に、いじめの防止等に関する関係機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、関係機関の関係者で構成される、いじめ問題対策連絡協議会を置くことができると規定されています。

また、同法第28条で、いじめによって重大事態が発生した場合、同法第14条第3項で、教育委員会に設置される附属機関が調査を行う組織とすることが望ましいとされていることを受け、本市では、始良市いじめ対策専門委員会を設置する条例を制定するものです。

なお、委員会の委員編成としては、弁護士、精神科医師、学識経験者等の専門的知識を有する5名の委員を条例制定後に委嘱する予定であり、委員の報酬に関しては、隣接の霧島市と協議を重ねて同額としました。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、本市における平成24年度、25年度のいじめの実態はどうなっているのか。答弁、24年度、小学校で701件、中学校で53件の計754件、いじめの認知があります。25年度は、小学校127件、中学校267件の計394件が認知されています。

いじめについては、どの子どもにも起こっていることであり、大津市の事件を契機に、国を挙げて対応を図っており、そのため、細かいことにも全て認知したため、このような数字が出ています。

いじめ防止基本方針とこの専門委員会の関係はどうなっているのか。答弁、基本方針については現在作成中であり、定例教育委員会でも検討中であります。学校ごとに基本計画はつくられており、それを全体的にまとめたものが市の基本計画となります。

質疑、条例第1条に、本市が設置する学校におけるいじめの防止とあるが、学校以外のものについては効力を発しないのか。答弁、市内の小中学校であれば、学校外の場所でのいじめも対象です。場所の設定はしていません。塾やスポーツクラブ、ネット等も該当します。

質疑、重大事案で被害者側が出された報告に不満があった場合、裁判になったらどうなるのか。裁判への対応はどこが行うのか。答弁、専門委員会が対応することになるので、委員の責任は相当に重い。そのため、専門的な知識を持った方々に依頼することになります。この委員会は、重大事案に対応して調査を行いますが、あくまでも事実関係をはっきりさせることを第一の目的とする調査になります。

以上で、質疑を終結し討論に入り、次のような討論がありました。

討論、反対理由として、1、基本方針の条例の整合性もあることから、この基本方針が示されずに条例を優先させる提案になっていること。2、重大事態が生じた場合、被害者遺族の知る権利を保障する条例にはなっていないことから反対とします。

以上のような討論のあと採決に入り、採決の結果、議案第53号 始良市いじめ対策専門委員会条例の制定の件は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（森川和美君） 1件だけお尋ねをいたしますが、1ページの24年度、25年度のいじめの実態はどうなっているかということに対して、小学校が701件、中学校53件、合計754件、25年度が、小学校が127件、中学校が267件の394件。

これは24年度からしまして、25年度、約四百四、五十件減っているんですが、この減ったことに対してのいわゆる対応、努力はどのようなことがなされたのか、ご議論があったのかどうか。

それと、このいじめの件数の報告者、児童本人なのか、父兄あるいは先生、友達、ここらあたりの調査はどのような調査でこういう数字が出たのか、ここらあたりの審査があったのかどうかお知らせください。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） この数字については、小学校は大きく減って中学校はふえている理由は、前年度の結果を受けて、いじめ対策の重要性を踏まえ、真剣に対策に取り組んだ結果と考えています。

中学校については、細かなことまで認知する取り組みを行った結果であります。

それと、あといじめに対してどっからこういう数字は出てきたのかということは話題になっておりません。

以上です。

○18番（森川和美君） はい、わかりました。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑はありませんか。

○21番（湯元秀誠君） この委員会の質疑の中でも出てますが、条例の第1条のところで、第14条第3項の規定に基づき、本市が設置する学校におけるという、学校におけるということでございますが、これは児童生徒ということはどうなっておりますか。

この質疑の中でも、例えば学校における防止とあるがと、学校以外のもの、これは学校以外のものについて問うてあるわけですが、学校の中でとなりますと、もちろん学校に存在するのは児童生徒、それに先生方がいらっしゃるわけですが、先生たち間のいじめ、私も以前PTAの役員等をした経験から、過激な先生たちがいらっしゃると、校長を校長室に閉じ込めるみたいなこともやっているわけです。手も出さない、足も出さないけど精神的苦痛を与えとか、過去、いっぱいこういう例があるんです。

こういうところについて、生徒児童、先生も含まれた、いじめ防止対策の今回の条例なのか。そこと、委員会の質疑等は出ておりませんか。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） そのことに関しては、一応、被疑者の対象の中では出てきませんでした。

○21番（湯元秀誠君） 委員会の席では出てなければ、これは多分、仮に可決しても責任委員会として、教育委員会にこの旨も、学校の教職員も含まれるんだったら含まれるということを明記するなり、そういう内容についての規定をつくるべきだと思いますが、そういうことを具申してください。終わります。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（吉村賢一君） 2ページの討論の中に、重大事態が生じた場合に被害者遺族の知る権利を保障する条例にはなっていないことから反対としますとありますが、これについても、これを附則としてつけ加えるという審議はなされなかったんですか。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 今回、やはりこの重大裁判になったときには、どこが対応するのかちゅう、そういう議案で、そのほかの物事には対象になりませんでした。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（新福愛子君） 今回のものは小中学校ということが対象になっているんですが、教育委員会の所管には幼稚園もあると思うんですが、幼稚園は対象にならないのかというような質疑はなかったでしょうか。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 今回、小中学校のみで幼稚園のほうは対象になっておりません。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで質疑を終わります。
委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。
まず、原案に反対者の発言を許します。

○14番（堀 広子君） 議案第53号 始良市いじめ対策専門委員会条例制定の件について、討論いたします。

本条例は、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、教育委員会に附属機関として、始良市いじめ対策専門委員会を設置するものです。専門委員会を設置することは大変よいことですが、幾つかの問題があることから討論いたします。

まず、反対の1つの理由は、条例の制定過程に関する点です。

国のいじめ防止基本方針を参酌し、始良市のいじめ防止基本方針が定められることになっています。本市においては、現在策定中であるとのこと。いじめ防止対策推進法に基づき定められる基本方

針は、条例との関連もあることから、議員にも提案し、議員間で十分協議する必要があると思います。

よって、基本方針が示されず、条例を優先させての提案になっております。

また、2つ目には、いじめ事件の隠ぺいはあってはならない、また、一刻も早い根絶が求められております。被害者遺族の立場にいかによりそうかが重要なことです。そのためには、親の情報開示要求には適切に対応し、被害者遺族の真相を知る権利を明確にすることが重要です。

ところが、法律——いわゆる推進法——この推進法第28条は、重大事態が生じた場合、学校は事実関係などの情報提供の内容は学校側が判断することを容認しており、いじめ被害者の願いに応じておらず、条例もそのようになっておりません。

また、いじめ防止推進法は、子どもにいじめ禁止を命じ、いじめる子どもは厳罰で取り締まろうとしています。取り締まり的対応がふえ、いじめの解決に欠かせない子どもと先生の信頼関係を壊してしまえば本末転倒です。厳罰化は、いじめを行う子どもの鬱屈した心をさらにゆがめ、人間的に立ち直る道を閉ざしかねません。

また、この法律は学校に道德教育中心のいじめ対策を求めています。しかし、いじめ、自殺が起きた大津市の中学校は、市内で唯一の国の道德教育推進指定校でした。大津市の第三者委員会調査報告書は、道德教育の限界を指摘し、むしろ学校現場で教師が一丸となったさまざまな、創造的な実践こそが必要と報告をしております。

市民道德の教育は大切ですが、それは自主的に行われるべきもので、上から押しつければ、かえって逆効果です。

このように推進法は、いじめを取り締まりの対象として厳罰で臨むことを盛り込んでおり、いじめの根本的解決とはほど遠いもので、重大な問題を持っております。

いじめる子どもの悩みややりきれない心をしっかり受けとめ、何よりも命を大切にされた教育を日常的に進める教育環境を整えることが、国をはじめ、行政の責任だと思います。

また、教員の多忙化を解消し、子どもと向き合う時間、ゆとりを確保すること、学級少人数化の推進、養護教諭、カウンセラーの増員、また、教職員への必要な研修など、いじめの解決に取り組むための条件整備が求められます。

以上、申し述べ、反対の討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は原案可決です。議案第53号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。議案第53号 始良市いじめ対策専門委員会条例制定の件は委員長報告のとおり原案可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第3、議案第55号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第1号）を議

題とします。

○議長（湯之原一郎君） 本案は、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託してありますので、審査の経過と結果について各常任委員長の報告を求めます。

まず、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（神村次郎君） 登 壇

ただいま議題となりました議案第55号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会の所管事項について審査の経過と結果を報告します。

当委員会は6月25、26、27及び30日に開会し、関係職員の出席を求め、現地調査を含め、詳細に審査をしました。

総務部関係の主な概要を報告します。

まず、総務課について報告します。

平成26年度当初予算は骨格予算であることから、今回の第1号補正予算は肉づけ予算となります。一般管理費、職員管理事業16万9,000円は、危機管理課職員の4月1日付人事異動に伴う赴任旅費の計上です。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、着後手当とは何か。答弁、旅費の条例に規定されているもので、引越しにかかる諸手当を考慮し、移転料ということで、移転元からの距離に換算する金額と日当、宿泊料に対応する5日分程度をみていますので、それが着後手当になります。

それと、実際の旅費を足して16万9,000円を計上しております。

質疑、鹿児島県警職員と県内自治体との人事交流はどのようになっているか。答弁、旧始良町が県との人事交流を始めたころは少なかったと思いますが、現在は、始良市のほかに鹿児島市、薩摩川内市、霧島市、そして鹿屋市の5自治体が人事交流を行っています。

次に、秘書広報課について報告します。

一般管理費に新規事業で計上している出会いのサポート事業12万9,000円は、男女交流の機会を創出する事業で、あいらびゅー一号との共催で取り組む計画です。

子どもの夢をかなえるプロジェクト事業5万円は、始良市出身の各界で活躍されている方を招いて、子どもの夢を育むイベントなどを実施する費用の計上であります。

あいらファンクラブ事業は345万2,000円を費用計上で、全国各地の本市出身者などに会員になっていただいて、特産品やふるさと情報を届けて、始良市を応援していただき、市の観光PRや農林水産業の振興などを図るもので、財源は会員からの年会費1万円で対処するものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、あいらファンクラブについて、ふるさと会が7団体あるということだが、全体で会員数は何人か。ふるさと会員ごとに責任者を置く必要はないか。新規事業として、事業費が少なく中途半端ではないのか。答弁、ふるさと会7団体の会員は約2,000名です。ファンクラブの設立を計画しているということを各理事会の席で説明をしています。

事業費が少ないということについては、政策調整班は部、課を超えて、政策を立案する係ですので、軌道に乗ると、2年目以降は主管課に渡すこととなります。

質疑、出会いのサポート事業は、JTBとタイアップしてとの説明があったが、事前にJTBと交渉があったのか。あいらファンクラブ事業の300人の見通しの根拠を示せ。答弁、JTBには事前に打診をしており、あいらびゅう一号も現在いろいろな企画を模索されているところです。300人の根拠ですが、ふるさと会の全会員が2,000人、総会への出席者が550人おられます。そこで、出席者の二、三割と、全会員数を考慮して300人という数字を出しています。

次に、財政課について報告します。

財政調整基金繰入金の3億円は、当初予算及び今回の補正予算編成において、一般財源の不足額に対して財政調整基金を繰入れて対処しています。平成26年度の繰入れ額は12億円となります。

特に報告すべき質疑はありませんでした。

次に、地域政策課について報告します。

企画費のコミュニティ助成事業1,570万円は、財団法人自治総合センターが、宝くじの社会貢献広報事業として行う助成事業であり、一般コミュニティ助成事業（100%助成）、コミュニティセンター助成事業（60%助成）などがあります。

今年度の採択事業としては、一般コミュニティ助成事業では、加治木塩入地区公民館の空調設備、視聴覚設備等の備品整備に150万円、加治木弥勒自治会の放送設備に250万円の計上です。

また、コミュニティセンター助成事業では、加治木楠園自治会の自治公民館138m²の建て替え事業への助成で、建設工事及び電気設備、給排水設備工事などに対し、1,170万円を助成するための計上です。

財源は、コミュニティ助成事業助成金です。

空き家リフォーム支援事業は新規事業で、市内に所在する空き家の流動化を促進し、本市への定住促進と地域活性化を図るため、空き家を改修する際に費用の一部を助成します。補助は、リフォーム費用の20%（上限20万円）、家財道具などの廃棄費用を20%（上限5万円）を補助するもので、平成29年3月31日までで制度は終了します。

今年度の予算額は、リフォーム助成、家財等廃棄補助、それぞれ4件を想定をし、100万円を計上しています。

特に報告すべき質疑はありませんでした。

次に、企画制作課について報告します。

委託統計調査費19万1,000円は、市として初めての商業統計調査、経済センサス事業で、当初予算は概算で計上していましたが、交付金の決定を受けたので、差額分を補正するものです。

特に報告すべき質疑はありませんでした。

次に、商工観光課について報告します。

商工振興費、企業誘致事業は、旅館・ホテル誘致促進条例が平成25年4月1日から3年間の時限立法で施行され、誘致活動を行っていますが、ことし6月現在、進展がありません。誘致活動を効果的、効率的に進めるために、関東以西に本社機能を有する大規模な旅館、ホテル事業者に対して、始良市への進出意向などを含めた事業拡大などの調査を行うもので、委託調査費用95万円の計上です。

商工会プレミアム商品券実施事業は、昨年、始良市商工会発足を記念して発行され、発行後13日間で完売し、好評でした。本年も消費税の税率改正の影響を考慮し、子育て世帯などに給付金が支給される時期に合わせて発行できるよう助成を行うもので、1,100万円を計上しています。

観光費、観光地整備事業は、米山薬師登山道の整備をするもので、島津義弘公没後400年事業の関

連事業として行います。

改修は景観に配慮して部分的なものとし、階段勾配が40度を超える箇所をハツリ整形や補修造形を行い、手すりを設置をします。施工延長は約70mの整備で229万円の計上です。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、旅館・ホテルなど立地意向調査業務委託の件で、条例などを改正し、業者の要望に沿った柔軟な対応はできないか。答弁、実質的な旅館の営業形態を条例にも反映すべきだということは思いますが、今後、具体的な話を詰める中で調整していきたいと考えています。

質疑、米山薬師入口の通路にひびが入っている。今回の山道修復に合わせて改修できないか。また、整備計画はこれで終わりか。答弁、今回の事業は階段の修復と手すりの設置で、入口の通路の修復は対象になっていませんが、通路のひび割れの件まで含めて、これから検討していきたいと思えます。

次に、選挙管理委員会について報告します。

選挙管理委員関係経費の1万円は、任期満了に伴う選挙管理委員会（定数4人）の委員交代による費用弁償の追加です。

特に報告すべき質疑はありませんでした。

次に、加治木地域振興課について報告します。

加治木庁舎維持管理事業551万1,000円は、多目的ホールの空調設備が設置後33年経過し、老朽化で故障したことに伴う新たな空調設備の設置費用の計上です。

自治会活動支援事業27万6,000円は、菖蒲谷自治会の公民館改修で、外壁、屋根瓦、フェンスの改修の補助金の計上です。

また、毛上自治会と麓自治会の2自治会の統合に伴う自治会統合補助金は、平等割として、合併前2自治会に10万円ずつ20万円と、戸数割として、合併時の麓自治会8戸と毛上自治会97戸の合計105戸に1,000円ずつの10万5,000円、合計30万5,000円の計上です。

ふれあいパーク景観整備事業2,148万円は、県道栗野加治木線の城の坂にあり、県が平成9年に整備した公園で、観光交流人口の拡大を図るための整備費用で、整備内容は、現在のトイレの改修、浄化槽、滝見台、東屋風の休憩所等の設置費用の計上です。

財源は、県地域振興推進事業補助金です。

質疑の主なものを申し上げます。

空調機設置工事を行う多目的ホールは、旧加治木町議会の議場をそのまま使用しているのか。答弁、議場のテーブル、椅子は撤去して、もとの議員席部分に会議用のテーブルを置いて、会議室として使っています。大人数の会議ができる場所がここしかないため、利用頻度が高い状況です。

質疑、ふれあいパークの浄化槽は40人槽と大きいですが、これは建物の面積に関連するのか。また、トイレの管理はどこが行うのか。答弁、事業課で確認し、男女用いずれも便器をふやして40人槽が妥当ではないかということです。今回の地域振興整備事業の要綱にこの事業を導入したあとの管理は市町村が行うこととなっており、工事後は市で管理していくこととなります。

次に、蒲生地域振興課について報告します。

自治会活動支援事業101万1,000円は、漆地区で合併した自治会への補助金で、平等割として9自治会に10万円ずつ90万円、戸数割として111戸に1,000円ずつの11万1,000円の自治会合併統合補助金の計上です。

掛橋坂事業894万4,000円は、今回、県事業、魅力ある観光地づくり事業として採用が決定しました。

西浦地区と北地区に駐車場を整備するもので、設計委託料532万円、西浦工区1,157m²、北工区300m²を購入するための土地購入費125万円、立木等保償金237万4,000円の計上です。

西浦地区の駐車場については、昨年、土地購入の交渉が成立しなかったため、今年度、新たな場所で計画するものです。

公衆浴場費くすの湯維持管理事業214万4,000円は、木質バイオマスボイラーを設置したあとの燃料となる木材の処理のための賃金76万5,000円、木材運搬用の軽車両の購入費を100万円、まき割り機37万9000円の計上です。

また、くすの湯整備事業5,622万2,000円は、燃料費節減のため、環境にやさしい木質バイオマスボイラー設置のための費用計上で、主なるものは、設計委託料143万1,000円、工事請負費として、木質バイオマスボイラー設置工事3,574万8,000円です。併せて、駐車場整備工事1,400万円、新たな泉源の可能性を調査するための泉源探査業務委託料500万円の計上です。

財源は、県補助金、木質バイオマスエネルギー導入促進事業補助金、過疎債などです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、バイオマスボイラーの耐用年数は何年か。稼働時間はどうなるか。答弁、耐用年数は13年です。営業時間は、午前11時から午後9時までで、準備は午前7時から始めています。ボイラーは午前7時に着火します。

質疑、泉源探査委託料が500万円ということだが、場所はどのあたりになるか。現在のくすの湯からの距離はどれくらいが限界か。また、探査を行う会社をどのように選定するのか。答弁、くすの湯の近くがいいと思いますが、地下の断層を調べるということで、場所の特定はしていません。せめて、1.5km以内で見つければ一番いいと思います。これから業者が航空写真や地形図などを見ながら、電気探査など、いろいろな探査方法で探っていくことになると思います。今回はプロポーザル方式を取って、金額だけでなく、調査方法、内容を聞いて判断したいと思います。

次に、消防本部について報告します。

常備消防費、常備消防施設整備事業は、現在工事中の庁舎新築工事に関するもので、当初予算工事に計上できなかった自家発電設備やエレベーターなどの設置工事のほか、当初予算策定後に変更になった労務単価4.8%、資材単価1.4%増分の追加計上で、5,180万円の補正額の計上です。

消防ポンプ自動車整備事業5,112万9,000円は、蒲生分遣所に配備されている消防車両（購入後18年経過）を買い替えるもので、消防ポンプ車の購入費5,100万円などの計上です。

防火水槽設置事業は、蒲生町白男の市道にある防火水槽を更新するもので、容量40tの水槽を市道交差点部地下に設置する費用630万円の計上です。

財源は、過疎債、合併推進事業債を充当するものです。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、防火水槽は現在幾つあるのか。今後の整備計画はどのようになっているのか。また、蓋をかぶせるのに1基当たり幾らかかるのか。答弁、防火水槽は、プールを含んで251あります。今回整備する箇所は、蓋がなく危険であるということから、蓋のついた40tの水槽を設置するものです。現在計画しているものとしましては、無害から有害へ変更していき、災害時、トイレの水洗に使用できるようにしていきたいと考えています。防火水槽についても、古い防火水槽から随時換えていく予定です。蓋については、今期120万円で計上していますが、内容によっては、2基できる可能性もあります。

以上で、質疑を終結し討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第55号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第1号）のうち、総務常任委員会の所管事項については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（田口幸一君） 2点ほどお尋ねをいたします。

まず4ページが一番上の質疑、答弁とありますが、一番最初のところです。答弁のところで、ふるさと会7団体の会員は約2,000名ですというふうになっていますが、これは非常に結構なことだと思うんですが、この審査の中で、7団体が、例えば関東地区とか、関西地区とか、今度は愛知県にもできたということですが、北九州地区とか、この7団体のそういう各地区の人数の審査、議論は出てなかったものでしょうか。

それから、ページが大きく飛びまして8ページです。

8ページが一番上のところの質疑、答弁のところで、耐用年数は13年ですというふうになっております。今回はプロポーザル方式を採用して云々というふうになってはいますが、このくすの湯は、蒲生地区だけじゃなくて、始良市民全体から非常に愛好されている市営、唯一の温泉だと思います。

そこでお尋ねいたします。この耐用年数13年というのは、プロポーザルを採用してとっていますが、また13年過ぎたら新しいあれをやるということになると思うんですが、審査の中でその辺の議論はなかったものかどうか。

以上2点です。

○総務常任委員長（神村次郎君） 4ページのふるさと会の7団体2,000名の各団体ごとの人数ですが、今回の委員会の中では議論の対象になっていません。議論はありませんでした。

それから、プロポーザル方式で、この13年が過ぎると買い替えが当然出てくるわけですが、耐用年数で、今後の問題としての委員会としての議論はありませんでした。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（和田里志君） 1点だけお尋ねします。

まず、委員会が25日、26日、27日及び30日に開かれたということでございます。そしてまた、今回は骨格予算であったことから肉づけ予算として編成されたということでお尋ねするんですが。

始良のファンクラブについてでございますが、6月の28日の南日本新聞、始良ファンをふやそうということで、全国へ売り込む手だてとして、始良市はファンクラブを事業化したという記事が出ていますが、この辺のところを、何かもう既に事業化されていたのかどうかというような印象を受けかねないんですが、そういう議論がなされたのかどうか。あったとすればどういう内容だったか、お知らせください。

○総務常任委員長（神村次郎君） あいらファンクラブについては、先ほど報告を申し上げましたが、

関連するふるさと会とか、そういった団体等の連携なども含めて議論をしたところですが、今、質疑がありました、あいらファンクラブの地方紙に載った新聞記事の問題でございますが、始良ファンをふやそうということで、地方紙に載りました。

内容を見てみると、始良ファンをふやそうと。市がクラブを結成した。出身者に特産品を贈る、そういう内容ですが、文の中に「全国へ売り込む手だてとしてファンクラブを事業化した。年会費が1万円、今年度は300人の入会を見込む」。事業化したということで、総務委員会でも、新聞に議決の前にこのような記事が載るの、おかしいのではないかとということがありまして、委員会で、総務部長と秘書課長を呼んで事情を聞きました。

内容は、定例議会前に記者会見が通常あるんだそうですが、6月議会前に、予算に関する説明の記者会見があって、そのときに説明したそうです。2紙に載ったんだそうですが、ある新聞には「設立準備を進めて」、そういう書き方がしてあった。もう1つの新聞には「事業化された」、そういうことで、これは本当に議会軽視ではないかと、委員の中からそういう議論がありました。

今回も、行政の勇み足ではないか、議会軽視ではないか。議会に出せば、議案がそのまま通ると、そういうことを見込んでしているのではないか。ペナルティーは、やっぱり検討すべきではないか、そのような議論もありました。

そして、近年では前もありました。2回目です。ぜひ、当局に猛省を促すということ、話をしました。当局のほうからは、記者にはその旨伝えただけだもという話でした。配慮が足りなかったこと、今後、慎重に対応していくことで、今後、議会軽視にならないように努めると、そういうことで話がありました。

○17番（和田里志君） 委員会で話題になったと、そしてまた、細かく審査されたということで、非常に結構なことで。事業自体も結構なことなんです。

そしてまた、軌道に乗ったら2年目以降は主管課に渡すというようなお話がなされておりますが、この新聞記事の写真を見ても、もう既に後ろのほうには、あいらファンクラブ、あきほなみ新米100%とか、立派な看板が写っております。

そしてまた、くすみが始良市の看板が載った、こうして持って写真撮られているわけですが、事業費が345万2,000円ということで、300万円は会員からお金を集めるというようなことでいいんですが、こういった看板代等も相当かかるんじゃないかと思うんですが、こういうのは経費に入っていないようなんですが、その辺の議論はあったんでしょうか。

○総務常任委員長（神村次郎君） 看板等の議論はありませんでしたが、予算の中には計上されていません。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（吉村賢一君） 1点だけ質問させていただきます。

6ページ、それから7ページもあるんですが、自治会統合補助金というのがございます。6ページの下のほうにも合併前の2自治会に10万円ずつ20万円と、それから戸数割として1戸1,000円ずつの云々というのがございます。

この10万円について、用途を特定されているのかどうか、その辺のところの議論はあったんでしょうか。1,000円というのは各戸にもう配ってしまうと。その家の方がどう使おうと自由ということの解釈であったのか、合わせて2つお願いします。

○総務常任委員長（神村次郎君） この用途ですが、委員会では、お金の内容に対する議論はありませんでした。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで質疑を終わります。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） 次に、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 登 壇

引き続き、議案第55号 平成26年度始良市一般会計補正予算案（第1号）のうち、文教厚生常任委員会の所管事項について、審査の経過と結果を報告します。

当委員会は6月25日、26日、27日及び7月1日に開会し、関係職員の出席を求め、現地調査を含め、詳細に審査しました。

福祉部は歳出の1件のみで、社会福祉費総務費200万円の増額補正は、生活困窮者自立支援制度施行円滑化特別対策事業に要する職員手当等の事務費の予算計上です。

質疑の主なものを申し上げます。

質疑、生活困窮者の支援制度について、生活保護に至る手前の方の就労の支援を行うものだと思うが、この制度の内容を詳しく問う。答弁、生活困窮者自立支援制度を国が創設した背景は、従来、緊急雇用対策など、低所得者層への底上げをしようというのが根底にありました。社会保障制度や労働保険制度といった第1のセーフティーネットがだんだん地縁血縁の関係が希薄になっているところを、みんなで、保険制度などで支援しようとする第2のセーフティーをつくらなければならないということで作られました。

生活保護に至る前の、いわゆるグレーゾーンの関係をもう少し自活させようとする、全国的に成立した制度です。平成25年12月の国会で法整備がされ、27年7月から施行されるにあたり、県内の福祉事務所がある22箇所が義務化されました。

質疑、雇う方はどのような方か。答弁、ハローワークを退職された方や県職者など、助言がもらえる方を考えています。

市民生活部保健衛生総務費258万円の増額は、産休代替職員の賃金と新規事業として実施する健康づくりポイント制度事業に係る予算計上です。

塵芥処理費4,480万2,000円の増額は、あいら清掃センターとあいら最終処分場及び西別府最終処分場の長期包括運営管理委託業務に係る予算計上です。また、平成27年度から平成35年度までの9年間の債務負担行為として、44億7,987万4,000円の限度額を追加するものであり、あいら清掃センター等の長期包括運営管理委託業務に関連する経費として計上しています。

労働諸費556万円の増額は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業による錦江湾始良インタープリター育成事業に係る予算計上です。

質疑の主なものを申し上げます。

健康増進課。質疑、健康づくりポイント事業を行っている自治体はどこにあるか。答弁、県内では3自治体です。霧島市が平成23年度から、さつま町が平成24年度、指宿市が平成25年度から始めているようです。

質疑、始良市でもいろいろな事業を単発で行い、今までなかなかうまくいっていないものもあるようだが、この健康づくりポイント事業についてはどのように考えているか。答弁、目安としまして、3年たった時点で事業評価をきちっとし、その後、継続するかどうかを考えていきたいと思っています。

環境施設課。質疑、9.5年の長期契約になるが、これに決めた経緯は。答弁、長期契約については、メリットは計画的に修繕できること、施設の延命化を図れること、財政的にも年間費用の平準化を図れること、今後、時間の経過とともに想定していなかった突発的な補修とか、そのようなものにも対応できることです。

質疑、監視形態はどうなるのか。答弁、管理資格を持った職員1人を、監視担当職員として常駐させるとしております。また、県への報告や、3年に1度の第三者機関による精密機能検査もあります。これも要求水準書の中にうたってあります。

質疑、こういった包括民間委託をしている施設は全国的にどのくらいあるのか。県内ではどうか。答弁、22年度では全国データでは40.8%だったが、24年度では45.3%にふえています。こういった環境施設の関係については、包括委託の流れになっています。県内の状況としては、曾於市、いちき串木野市、屋久町、大島地区の衛生組合、沖永良部、種子島の事務組合、大隅、伊佐、北始良（未来館）などとなっています。

質疑、環境施設を民間委託で行うことについての市の考えは。答弁、環境基準より厳しい性能基準をクリアしている状況が5年続いているので、環境についての悪影響はないと考えます。

生活環境課。質疑、新規雇用（見込）人員及び雇用期間2人について（うち県内居住者2人）となっているが、これは始良市外も含まれるのか。うち県内居住者2人の説明を求める。答弁、これは、県の緊急雇用の事業になるため、県内から2人ということで、これが採択になりましたら、ハローワークに求人を出して、県内居住者という条件になります。始良市内、市外、関係ないことになります。

教育部教育総務費、小学校施設整備事業の委託料は、始良小学校屋内運動場屋根補強設計業務委託315万円。その設計に基づき、工事を行う工事請負費500万円、帖佐小学校プールの防水及び塗装並び付随する施設の改修工事費1,900万円、蒲生小学校の浄化槽亀裂補修工事費170万円です。また、重富小学校教室増築工事費8,800万円を計上しています。

小学校の一般管理費では、松原なぎさ小学校の26教室のカーテン、折りたたみ椅子及び児童用のスチール製の机、椅子等の購入に関する消耗品費924万4,000円です。松原なぎさ小学校施設整備事業の増額は、前年度の前払い金を請求しなかった2件の工事に関する繰越清算額850万円と、労務単価等の改訂に伴う本年度着工分の工事代金増額分で1,085万4,000円の経常であります。

中学校施設整備事業の工事請負費は、帖佐中学校の17号棟北側の外壁補修工事費2,400万円です。

社会教育費の花園寺跡保存整備事業の計上は、隣接の土地購入費840万円と、駐車場、トイレ、休憩所、庭園復元等を整備する花園寺跡史跡公園計画に基づく整備実施設計委託料470万円です。

学校教育課の教育総務費、学校教育事務局費は、今、議会に提案している始良市いじめ対策専門委

員会の委員5人分の報酬43万5,000円などです。

質疑の主なものを申し上げます。

教育総務課。質疑、重富小学校校舎増築工事は、どのような内容か。この建物は、プレハブにしては8,800万円は高いのではないか。答弁、今回の建物の本体価格は7,000万円で、その他の工事が1,800万円ほどかかります。この建物に関しては、仮設校舎ではなく永久的に使えるグレードの高いものです。

質疑、なぜ2年生の学級がふえることになるのか。1年生ではなく、2年生になったとき、なぜふえるのか。答弁、本県では、一、二年生は30人クラスとなっています。3月までは88人であったので3クラスでよかったが、4月に4人増となり92人となったため、4クラスにしなければならなくなりました。重富小は、近辺の宅地開発やアパート建設などが盛んで、毎年、25人程度ふえています。現在も、大きな宅地開発などがあります。今後のクラス増に対応するため、将来を見て、今回の建設になりました。

社会教育課。花園寺跡についての歴史的背景を説明せよ。答弁、花園寺跡につきましては、島津義弘が1595年から1606年まで11年間この地に住んでおり、朝晩、仏前勤行を行っていたとのことで、その看経所があったというところ。そのあと、江戸の初めに、当時の藩主である島津家久の三男忠広が、日陽山花園寺を開いたということで、その石庭が残っているというところであります。

質疑、公民館の自家発電設備については、全ての施設に整っているのか。答弁、1,000m²以上の施設については、全て設置してします。消防法で定まっています。

以上で、質疑を終結し討論に入り、次のような討論がありました。

討論、市民生活のあらゆる清掃センター等にかかわる長期包括運営管理委託業務に関して、次の理由で反対します。

1、特定の民間機関が10年近くにわたって1社で管理を独占するというのは、委託期間が長すぎる。2、コスト削減で行くと、労働条件が悪くなり、住民サービスの低下につながる。3、民間委託になると、監督や指導者が困難になり、住民の意見を反映させることが難しくなる。4、住民の安全や健康、福祉の増進を図るとい自治体の責務を後退させることになる。以上のことから反対とします。

以上のような討論のあと、採決に入り、採決の結果、議案第55号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第1号）のうち、文教厚生常任委員会の所管事項については、賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○18番（森川和美君） 11ページの健康増進課の質疑のところ、ポイント事業を行っている自治体はどこにあるかということなんですが、霧島市とさつま町、指宿市が実施しているんですけども、この2市1町の健康づくりのポイント事業に何割ぐらい参加しているのか、ここらあたりの議論、審査があったのかどうか。

次の12ページの包括の委託の処理場の件ですけども、この監視形態はどうなっているかという質疑に対して、県への報告や3年に1度の第三者機関による精密機能検査もありますということですが

れども、県への報告をしたのち、県がどのようにかかわるのか、あるいは、第三者機関はどこがどのような形で選定するのか、そこらあたりの議論がありましたでしょうか。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） ポイントづくりで、3市のことが出ましたが、それ以外のことは質疑の対象になっておりません。

それと、あと監視状態ですか。これに対しても、一応、今述べた以外は対象の範囲内に質疑が行われておりません。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑はありませんか。

○21番（湯元秀誠君） ただいまの報告の12ページのところなんですが、本予算では38ページとなっておりますが、始良小学校屋内運動場屋根補強設計業務委託料315万円、それに伴う工事が500万円、総事業815万円。設計料がその中で38.6%占めるんです。この設計料の重さ、非常に専門的な設計を要する事業だと思います。この中身ですれば。

この回答が、今の報告作成が間違っているのか。この報告を聞きますと、屋根補修だけの設計という表現になるんです。あり得るのかと。500万円なのに315万円も設計料がいるような工事というのは、建築ものでは、そういう半分以上を、その総体の半分近い、総設計料の、あれがちょっと不審な点がございますが、委員会ではそこらあたりを明確にはされておられませんか。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 委員会の中では、明確な質疑、審査までは対応に出てきておりません。

○21番（湯元秀誠君） 審査でなければ、このままこの予算は通っていくんですが、ちょっといかななものかと思いますが。

これはもう執行部から説明を受けられない。予算質疑でやればよかったですけども、ここの設計料が、一括して、小学校施設整備事業の中の委託料で315万円、工事請負等はずっとこの下にも入ってくるんです。ですから、そこらあたりの兼ね合いがあって、この315万円という解釈をすれば、何ら質問の中身にはこだわることはないんですけども、今、ここの報告の中では、815万円の中の315万円が設計料という形で報告がなされた。これは、後々ずっとこれは生きていくんです。であれば、執行部もこのとおりで行くということになるんですよ。

報告、きちっと記録に残っていくわけですが、訂正のお考えはございませんか。もしあれば、これが機会だと思いますが。

○議長（湯之原一郎君） 暫時休憩します。

（午前11時10分休憩）

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時10分開議）

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 始良小学校屋内運動場の屋根補強設計業務委託料の中には、構造計算が入っていて、やはりグレードの高い質になっているものですから、それだけの金額に上がったということでもあります。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで質疑を終わります。

委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） 次に、産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（湯川逸郎君） 登 壇

引き続き、議案第55号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会の所管事項について、委員会における審査の経過と結果について報告します。

当委員会は6月25日、26日、7月1日、7日に開会し、関係職員の出席を求め、現地調査を含め、詳細に審査をしました。

まず、農林水産部農政課についてです。

農政課の歳入は、総務費県補助金3,803万9,000円と、農林水産業県補助金760万1,000円と、農林水産業債2,870万円です。

歳出は、農業振興費、新規就農者の増による新規就農者奨励補助金50万円や、県地域振興推進事業補助金（市民農園2工区整備事業）の交付決定に伴う工事請負費1,000万円の計上です。

農業施設費においては、三叉コミュニティセンター温泉施設等整備事業にかかる労務単価改正等による工事請負費の増額部449万6,000円と、地域農林産物加工施設整備事業の計画実施に伴う設計、地質調査の委託料255万円、土地購入費2,262万5,000円の計上、並びに農業・農村活性化推進施設等整備事業補助金を活用した上名地区むらづくり活性化センター改修の工事請負費516万円の計上です。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。質疑の主なものを申し上げます。

質疑、青年就農給付金について、妻の就農の基準を説明せよ。答弁、国の事業であり、家族経営協定を締結することが条件となります。

質疑、地域農林産物加工施設は、規模はどの程度で、稼働予定はいつか。また、加工に使用する農林産物は地元の食材を使用するのか。答弁、木造平屋建てで、床面積約200m²程度の計画をしています。加工施設に加え、体験コーナーの設置も検討しています。今年度実施設計を行い、来年度建設をして、平成28年4月からの稼働予定です。また、加工に使用する農林産物は、始良市の食材を使用します。

質疑、新規就農者支援事業の新たな対象者が2人いるが、内容を説明せよ。答弁、2人とも加治木地区の方です。1人目は、新規就農奨励金の対象者で、路地野菜を約100a、水稻を50aの経営です。2人目は、後継奨励金の対象者で、電照菊を50aハウス栽培しています。

次に、耕地課についてです。

耕地課の歳出は、農地費568万2,000円で、平成25年度までの農地・水保全管理支払交付金の事業が、26年度より、多面的機能支払交付金として組み替え、名称変更されたことによる交付金の増額分

の計上です。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。質疑の主なものを申し上げます。

質疑、多面的機能支払交付金事業は、3年ではなく5年で検討できないか。答弁、期間は3年ないし5年となっています。5年でも問題ありませんが、役員の任期の関係で3年という意見もあります。農地を守る上ではよい事業ですので、慎重に協議し、検討したいと考えます。

質疑、重富地区は、多面的機能支払交付金事業で、農地維持支払いの対象組織に該当しないのか。答弁、事業の対象は農振農用地です。重富地区は都市計画区域内で、用途地域が決まっていますので、この多面的機能支払交付金事業は該当しません。

次に、林務水産課についてです。

林務水産課の歳入は、総務費県補助金3,803万9,000円と、農林水産県補助金760万1,000円です。林業振興費においては、NPO法人四季の会が、森林整備・林業木材産業活性化推進事業補助金435万円を活用して導入する高性能林業機械への補助金の計上です。

林業施設においては、県地域振興推進事業補助金（さえずりの森ピザ窯設置工事）の交付決定に伴う工事請負費700万円の計上です。

水産業振興費においては、錦海漁協ヒトエグサ養殖協業体が取り組む元気な水産業創出支援事業補助金31万円を活用した海苔養殖事業への補助金の計上です。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。質疑の主なものを申し上げます。

質疑、さえずりの森ピザ窯設置事業について、設置に至った経緯と利用内容を示せ。答弁、ピザ窯の設置は、指定管理者である四季の会からの提案です。県の地域振興推進事業補助金を利用するため、市から県へ申請し、補助が決定しています。また、四季の会の負担は、調理器具や雇用等です。稼働については、月に一、二回行うイベントで使用したいと考えています。また、団体からの体験利用なども想定しています。

質疑、ピザ窯設置事業について、700万円の内訳を説明をせよ。答弁、内訳は、ピザ窯が157万2,000円、建物の増改築が542万8,000円です。

質疑、ピザ窯の設置により、事故等が発生した場合の責任の所在はどうなるのか。答弁、始良市さえずりの森の管理に関する基本協定書を締結しており、それに基づき対処します。

次に、建設部土木課についてです。

土木課の歳入は、土木費国庫補助金4億1,022万4,000円と、土木債6億5,710万円。

歳出は、社会資本整備総合交付金事業、5億2,605万1,000円で、交付金を活用し、始良駅前通り線や岩原本通線など6路線や、過疎対策事業1億460万円は過疎債を活用し、下久徳・船津線など3路線及び一般単独道路整備事業1億3,500万円で、森・船津線や中野線など5路線で、委託料、工事請負費、公有財産購入費、補償、補填、賠償金などを計上し、継続して市道整備事業を推進します。

また、地方改善施設整備事業7,435万円では、上麓中通り線など4路線で、工事請負費や公有財産購入費などを計上し、地域の生活環境の改善に努めます。

橋梁維持整備事業1億6,890万円では、橋梁長寿命化修繕計画により、重富跨線橋及び歩道橋の工事請負費などを計上し、橋梁の長寿命化を推進します。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。質疑の主なものを申し上げます。

質疑、宇都トンネルの負担割合はどうなっているのか。答弁、鹿児島市との市境が、ちょうどトンネルの中頃になるので、委託料については折半となる予定です。委託の発注は鹿児島市において

いるところですが、今後、工事の方法は鹿児島市と協議していきます。

質疑、重富跨線橋の橋梁維持整備工事について、内容を説明せよ。また、工事中は全面通行止めとなるのか。答弁、国道から市道に移管になった後は、まだ補修は行っていません。内容は、橋面、橋脚、橋台のコンクリートのひび割れ補修、塗装等、全体的な工事です。また、通行止めにかかわるのは橋面のみとなりますので、車道については片側通行で考えています。

質疑、スマートインターチェンジの延長は1,650mということだが、面積にしてどれぐらいか。筆数は。答弁、予算計上をする段階まで、詳細設計ができておりませんので、概ね計画を立てています。その中では、5,200m²、筆数で76筆を考えております。

質疑、スマートインターチェンジの業務委託料5,000万円の内容を説明せよ。答弁、サービスエリア北側の1工区部分と、鍋倉・触田線の用地補償調査です。

質疑、鍋倉・触田線について、カーブがきついが、抜本的な拡幅を含めた計画はあるのか。答弁、まず、交通量調査、従来交通量を考えまして、今後、予定されている物産館等の建設も踏まえた形での設計速度、幅員を考えています。

質疑、2連ボックスから入る桜島サービスエリア北側の道路については、始良ニュータウン入口の道路に通じるころまで、整備の計画はされているのか。質疑、スマートインターチェンジの事業では、1工区の部分を改良します。スマートインターの整備終了後、次に2工区として、十三谷重富線まで通じる道路の整備を行う検討をしています。

次に、都市計画課について。

都市計画課の歳入は、土木費国庫補助金2,750万円と、総務費県補助金100万円、雑入2,400万円、土木債6,620万円です。

歳出は、総合運動公園整備事業6,500万円や都市公園等整備事業2,286万5,000円は、公園施設の機能強化を図るため、委託料や工事請負費を計上し、総合運動公園のテニスコートとサボールランドの芝スキー場の改修や、重富公園のトイレ水洗化に取り組みます。また、須崎公園の測量設計を実施し、計画的な整備を行います。

街路事業では、社会資本整備総合交付金7,408万6,000円を活用し、委託料や公有財産購入費を計上して、市街地の骨格となる都市計画街路森山線と松原線の整備を推進します。

以上のような説明を受け質疑を行いました。質疑の主なものを申し上げます。

質疑、須崎公園の測量設計業務委託とあるが、内容を説明せよ。答弁、公園設計はまず平面測量、縦断横断測量しまして、その中で東屋や遊具を入れたり、施設及び外構の設計をします。その後、業者からの提案を受けて、そこで市の考えや住民の要望、トイレ等について具体的に協議した上で決定し、公園の設計ができるということです。

質疑、須崎公園はグラウンドゴルフの要望もあるが面積は確保できるのか、計画の内容を説明せよ。答弁、公園の予定面積は約3,300m²であります。グラウンドゴルフのロングホールである50mはできると思いますが、遊具の設置の要望等もあります。今後設計するにあたり確実に確保できるかは現在のところお答えできません。

質疑、重富公園のトイレはどういった設計になるのか。和式の予定であるが、使用者は高齢者も多いと思う、洋式トイレを設置できないか。答弁、洋式の多目的トイレ1個と、和式のトイレを男女1個ずつ設置する予定となっています。調査を行ったところ、県内の市や町では公共施設のトイレでは1個だけの設置の場合は、清掃が比較的簡単に衛生的でもある和式トイレが多く採用されています。その

ため和式トイレが使いにくい高齢者につきましては、多目的トイレを使用していただくことを想定しています。

質疑、市民は洋式のトイレを希望しているが、もっと利用者の声を聞き入れるべきではないか。答弁、トイレは洋式でないといけないという方もいらっしゃいますが、衛生面で洋式トイレを敬遠し、和式トイレを望む方もいることから、どちらを設置するのかは難しい選択となります。今後検討していきたいと思います。

次に、建築住宅課についてです。建築住宅課の歳入は、土木費国庫補助金170万円と土木債8,950万円です。歳出は、公営住宅建設事業9,319万2,000円です。住宅の効率的かつ円滑な更新を行うため工事請負費2,280万円などを計上し、新富住宅の整備を推進します。また、地域の活性化と市営住宅の需要に対応するため公有財産購入費6,502万7,000円などを計上し、山田地区の市営住宅建設を推進します。

以上のような説明を受け、質疑を行いました。質疑の主なものを申し上げます。

質疑、新富住宅について、入居者が平成25年3月に24戸とあるが、現在入居しているのは何戸で、再入居を希望されているのは何戸か、またバリアフリーには対応しているか。答弁、現在の入居者は15戸です。再入居の希望者は既に転居された方も含め20戸です。また、公営住宅について性能評価制度の中で高齢者対応の設計がなされています。さらに県の福祉のまちづくり条例、バリアフリー法をクリアしています。

質疑、山田地区の定住促進住宅は何戸予定しているか。答弁、全体で4棟、60戸を予定しています。今回購入した場所には2棟、30戸、鉄筋コンクリート造りの3階建てを借り上げ型の市営住宅として建設する予定です。用地費が済んだ後、借り上げ型の認定事業者の募集に入ります。今後は2棟、30戸の入居状況を見てから計画していきたいと考えます。

質疑、山田地区の定住促進住宅は3階建てということだが、エレベーター設置はするのか。答弁、公営住宅法を適用しますと3階建て以上はエレベーターの設置が必要となりますが、ここは単独住宅なのでエレベーターは設置しません。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく意見として、公園等のトイレについては今後長期間使用する施設であるため、利用者である市民の要望を考えると、洋式トイレを設置するのが妥当であると考えます。利用者の意見を聞いて、再度検討を求める。須崎地区の公園については、過去において陳情書の提出の経緯もあり、住民の意見や要望を聞いた上でそれを反映させた設計を行うべきである。工事中はさまざまな苦情が寄せられる。周辺住民や通行者に対する配慮と周知徹底を行うべきであるとの意見がありました。

採決の結果、議案第55号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第1号）のうち、産業建設常任委員会の所管事項については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○8番（田口幸一君） 2点ほど質疑いたします。

まず1点目は、18ページのこの質疑の宇都トンネルの件でございますが、負担割合について。お尋ねしたいのは、この答弁のところ委託の発注は鹿児島市にお願いしているということでございます。

が、その後、今後工事の方法は鹿児島市と協議しますとなっています。この宇都トンネルの利用は蒲生地区をはじめ始良市民はたくさん利用しておられると思うんですが、鹿児島市に委託の発注はお願いしてあるということですが、このことについてもう少し詳しく、後で協議しますとなっています。

それから、もう1点は19ページ、ちょうど質疑、答弁、質疑、答弁、質疑の2連ボックスに入るといふ桜島サービスエリア北側の道路については、この2連ボックスのところではですよ、クオラリハビリテーション病院がもう既に、工期は今月31日となっているんですが、委員長も一番このことについては自分の建昌地域になりますから、この2連ボックスから入る、もう既に今月31日でこのクオラリハビリテーション病院はでき上がるわけですけど、この辺の設計とか今後はどうなるのか、その辺のところは委員会において審査が深く行われたと思うんですが、いかがだったでしょうか。

○産業建設常任委員長（湯川逸郎君） 18ページの宇都トンネルの工事の件でございますが、ここに計上しております委託料については折半となる予定ですということで、発注においては鹿児島市にお願いしてるところです。今後の工事の方法は鹿児島市と協議していきますということで、内容的にどうして云々ということじゃなくて、鹿児島市のほうの計画のほう、一緒になって検討するというところで、そこに書いてございますとおり。その後のことにつきましては協議しておりません。

それから、2連ボックスのクオラの病院との関係ですが、この設計とかあるいは今後の問題と、このことにつきましても、この委員会におきましては協議しておりません。そういうことは出ておりません。

○8番（田口幸一君） はい、いいです。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑ありませんか。

○18番（森川和美君） 3点、お伺いいたします。

まず、16ページの一番下の新規就農者の関係ですが、今回お二人方が新たに新規就農ということなんですけども、ここ数年新規就農の方がどれぐらいおられて、その方が全て安定した経営状態にあるのか、そこらあたりが審査になったのかどうか。

次の17ページのさえずりの森のピザ窯設置事業の件ですけれども、答弁で月に一、二回行うイベントで利用したいと考えていますということなんですけども、これ愛好家が、一般の方これほとんど使えないということなんですかね、そこらの議論。

それと、最後18ページの重富跨線橋、これは私の認識するところでは、県の給食センターのあの上の橋梁のことですかね。であるとするならば、この歩道の部分が非常に危険な状態なんですけど、そこらは現場を見られたり、早急にというふうなご意見等は出されなかったのかですかね。これ、とてもじゃないけど歩けるような状態じゃないと私は見てるんですけど。

以上です。

○産業建設常任委員長（湯川逸郎君） 新規就農者の増によるということでございますが、平成25年度までは15名、26年度2名増加し、合計17名でございます。その内訳としましては、始良町の人が3名、

加治木町が5名、蒲生町が7名、その栽培的な内容につきましては、有機の野菜が10人、露地野菜が2人、水稻が2人、生産牛が1人という15人の構成に今はなっていて、今回の2名が加わるということでございます。

それと、イベントのことでございましたが、さえずりの森公園のほうのイベント1回ないし2回というふうな形であります。そのほかにはそういう計画は持っておりませんでした、協議しておりません。

それから、跨線橋の歩道の件でございますが、この現場に行きまして、その内容等を詳しくお聞きいたしました。歩道の整備が云々ということの中には入ってきませんでした。それから、ほかには協議しておりません。

○18番（森川和美君） 最初の新規就農者が、ここ数年の旧3地区の15名の方がというご報告がございましたが、全ての方が就農を継続されて、経営は安定しているかというお尋ねだったんですが、その部分はお答えがなかったんですが、わかっておりましたらお知らせください。

○産業建設常任委員長（湯川逸郎君） 個々の経営的なことにつきましては、協議しておりません。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑ありませんか。

○17番（和田里志君） 1点だけお尋ねします。17ページ、NPO法人四季の会が、森林整備、林業木材産業活性化推進事業補助金435万円を活用し導入する高性能林業機械と、これへの補助ということでございますが、この高性能林業機械、具体的にどういった機械なのか。そしてまた、その機械を使って作業される場合に、森林組合との関係はどうなるのか、仕事のすみ分け。継続した事業としてずっとやっていかれるのか、その辺の議論はあったのでしょうか。

○産業建設常任委員長（湯川逸郎君） 四季の会の林業の伐採計画ですね。それは機械を購入する補助として山林の高性能林業機械へのものがございます。それで、林業、木材生産活性化推進事業補助金として導入されて、その活用を図っていただくということでございます。

それと（「どのような機械か」と呼ぶ者あり）機械の問題ですが、高性能林業機械ウィンチ付きのグラップルということで、森林の伐採したものとかあるいはそういうものを運び出す作業とか、いろんな機械に使える重機的なものです。

○17番（和田里志君） 機械につきましてはカタログを見させてもらってわかったんですが、この機械を使って作業する場合に、森林組合との仕事のすみ分けといいますか、そういうのはあるいは森林組合から委託を受けて、この機械を使ってそういうのをされるのか、その辺の議論はなかったのでしょうか。

○産業建設常任委員長（湯川逸郎君） 森林組合との関連というところまでは、議論はされておられません。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） これで質疑を終わります。委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

まず、原案に反対者の発言を許します。

○14番（堀 広子君） 議案第55号の始良市一般会計補正予算に反対の立場で討論いたします。

反対は、公の施設であります一般廃棄物処理施設を、行政改革に基づき業務の効率化や職員を削減するためなどで民間へ完全委託するものです。

まず、一つに、委託の期間を平成26年10月から平成36年3月までの9.5年間の長期間にわたり特定の民間事業者1社が管理を独占するもので、自由競争がなくなり癒着や不正が生じるおそれがあります。

また、民間業者は景気変動の影響を受けやすくノウハウが怠ってきたりすることもあり、長期間は好ましくありません。

また、委託料は安ければ安いほどよいというコスト削減でいくと、間違いなく労働条件が悪くなり安定的な運営に影響が出たり、住民サービスが低下しかねない。

3つ目には、民間委託になると、行政の担当者の体制が縮小され、監督や指導が困難になり、議会を通じて住民の意見を反映させることが困難になってまいります。

4つ目には、環境施設の業務を民間委託することは、環境問題がこれからも重要視されていく中でマイナスになり、住民の安全や健康福祉の増進を図るという自治体の責務を後退させることになる。

以上、申し延べ、討論といたします。

○議長（湯之原一郎君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

○23番（湯川逸郎君） 私は、議案第55号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第1号）の原案に賛成の立場で討論を行います。

今回の一般会計補正予算の第2条、債務負担行為の追加補正は、始良清掃センター等長期包括運営管理委託業務に伴う債務負担行為補正であります。一部事務組合時代において始良清掃センターが平成21年3月より供用開始し、また最終処分場が平成18年9月より供用開始し、新市に引き継がれております。

私は、旧始良町時代に一部事務組合の事務局職員及び始良町議会の代表議員として組合にかかわった関係で、当時から環境施設は特殊な技術力の上で完成し運営される施設であり、なおかつ市民の日常生活に直結する施設であるがゆえに、環境基準をクリアするのは無論であり、安定かつ安心な稼働こそ最も重要であると認識しています。

今回の債務負担行為は、清掃センターは5年間の実績、最終処分場は7年の実績の中で環境面からも環境基準を大幅に下回るデータも報告されています。このことはこれまで関与されてきた関係者の努力と推察いたします。今後は経年に伴う環境施設の劣化が考えられますので、このリスクを回避し、効率的でより適切な運営をプラントメーカーに委託することにより、計画的な修繕により施設の延命

化が期待できます。

また、本施設のノウハウを持ったメーカーでもあり、高度な技術力により、さらに本市の職員をより適切な部署に配置も可能となり、多くの市によるメリットが期待できると理解しております。

ごみ処理施設及び最終処分場等の長期包括運営管理委託業務は、供用開始から数年を経過し、施設の劣化が進行していく上で特殊な技術力で完成された施設であることからの全面的な運営、運転を長期的に委託することがベストであると考えます。地方交付税が平成27年度から段階的に削減されていくことが決められている中で、長期間の運営費負担が平準化することで、施設運営的にも安定化が図られると思います。

私は、以上のような点など総合的に判断し、債務負担は必要であると考えます。今回の補正予算の債務負担行為につきましては、あいら清掃センター等長期包括運営管理委託業務、平成35年度までの限度額44億7,987万4,000円の債務負担行為の補正計上でありますので、原案に賛成であります。

以上で討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本案に対する各常任委員長の報告は原案可決です。議案第55号は、各常任委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。議案第55号 平成26年度始良市一般会計補正予算（第1号）は、各常任委員長報告のとおり原案可決されました。

ここで、しばらく休憩します。午後からの会を1時に開会します。

(午前11時56分休憩)

○議長（湯之原一郎君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後0時56分開議)

○議長（湯之原一郎君） 日程第4、議案第57号 工事請負契約の締結に関する件を議題とし、提案理由の説明を求めます。

○市長（笹山義弘君） 登壇

議案第57号 工事請負契約の締結に関する件につきましてご説明申し上げます。

本件は、消防通信システムデジタル化整備工事に関する工事請負契約の締結に関し、始良市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

この事業は、現在のアナログ無線の使用期限を平成28年5月31日までとする電波法改正により消防救急無線及び指令システムをデジタル化するものであります。

本工事の主な工事内容は、消防本部及び各諸署並びに緊急車両等の無線機器類を全て入れ替え、牟礼ヶ丘山頂に中継基地局を新設するほか指令システムを高機能化し、通信連絡体制を迅速に処理し、消防活動の効果的運用を図るものであります。

契約の相手方は株式会社富士通ゼネラル九州情報通信ネットワーク営業部で、条件付一般競争入札により決定したものであります。工事請負金額は5億2,002万円、工期は平成27年3月20日までとなっております。よろしくご審議の上、議決して下さるようお願い申し上げます。

○議長（湯之原一郎君） 提案理由の説明が終わりました。

○議長（湯之原一郎君） これから、質疑を行います。質疑はありませんか。

○8番（田口幸一君） ただいま市長が提案要旨の説明をしてくださいました。この今、工事請負契約締結に関する件の一番下の行ですね、工事請負金額は5億2,002万円となっておりますが、この財源内訳はどうなっているのか。一般財源、国庫補助金、起債、起債がもしあるとしたら地方債の充当率はどうなっているか。

次に、この平成26年第2回始良市議会定例会参考資料についてお尋ねをいたします。その1ページですね。ここに配置予定管理技術者というのが書いてございます。林孝司と読むんですかね。それから配置予定現場代理人南田拓哉ですか。

そこでお尋ねをします。この配置予定管理技術者、この株式会社富士通ゼネラル九州情報通信ネットワーク営業部というところには、この会社には技術職員は何人か、また事務職員は何人配置の予定か。配置される職員もですけど、現在この営業部は、富士通ゼネラル営業部は何人の職員が、技術職員、事務職員、働いておられるのか。

次に、この2ページですね。1番上、予定価格に108分の100を乗じて得た価格、これ予定価格になるんですかね。5億539万5,000円、これに対しましてその一番下の行、5億2,002万円、これが仮契約の金額というふうに私は踏んでおりますが、この予定価格で落札金額のこの5億2,002万円を予定価格の5億539万5,000円を割ってみますと、落札率が97.18%、これが妥当なのかどうか。先ほどのこの本会議で工事監査監は70%から90%という説明をされたと思いますが、この落札率は97.19%となっております、これが妥当なのかどうか。

それから、このナンバーの2、日本電気株式会社鹿児島支店、これは辞退となっておりますが、なぜ辞退されたのか。

それから、この5億2,002万円という大きな仮契約の金額でございますが、元請が株式会社富士通ゼネラル九州情報通信ネットワーク営業部がやるわけですけど、いつも言われることですけど、元請はここがやりますけど、このことにより始良市内の業者に下請等で仕事が回ってくるのかどうか。

以上です。

○消防長（岩爪 隆君） ただいまの質問に関しましては、担当課長に答弁させます。

○消防本部次長兼消防総務課長（上山正人君） 消防総務課の上山と申します。よろしく願いいたします。

ただいまのご質問の中の財源の関係、それと辞退の理由につきましては、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、財源の件でございます。この事業につきましては国庫補助を導入しております、予算ベースでいきますと国庫補助金が1億6,770万円、そして、その国庫補助を除いた90%を起債といたしまして3億4,820万円、残りの3,874万円を一般財源ということで予定しております。

なお、今予算ベースでお話をいたしました、この後に設計監理、施工管理、これを予定しておりますので、まだこれが入札が残っておりますので、それを予定価格として積算しておりますので、予算ベースということで答弁をさせていただきます。

次に、辞退の理由でございます。NECさんのほうからは、設計書の閲覧のほうには来ていただきまして、入札にも参加するということでの意思の表示はございましたが、その後いろいろと私どものほうと打ち合わせ等をやる中で、最終的に私たちがやろうとしている仕様書の中の部分的なものが、NECさんのノウハウではできないというような回答がございまして、残念ながら今回は辞退させていただくというようなことが辞退の理由として辞退届が出されておりますので、それを受理いたしましたという形になっております。

以上でございます。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

富士通ゼネラルの九州情報通信ネットワーク営業部のほうで、技術職員が何名いるかというご質問でしたけれども、指名願いのほうでは技術職員は7名となっております。また、事務職員数につきましては、指名願い等にも記載がございませんでしたので、ちょっと把握はしておりません。

それから、社員数が何人いるかということでございましたが、従業員数でございます。連結で5,766名、単独で1,491名、これは2014年の3月現在の人数でございます。

それから、落札率についてご質問でございましたけれども、97.1%と言われましたけれども、落札率は95.27%になります。妥当かということですが、今までの金額の中では範囲を70から90%ということをしているわけですが、これは実際仕様に基づいて積算されて応札されたものだというふうに思っております。金額の差が予定価格に対しまして2,389万5,000円ほど出ておりますので、妥当な金額ではないかというふうに思っております。

それから、市内業者にというような、下請についてというようなご質問でしたけれども、今市内業者で電気通信部門を持つところは2社ほどございますが、仕様書の中では、下請については市内業者をできるだけ使うようにということでは明記をしているところでございます。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） 大体わかりましたけど、今工事監査監が答弁された中で、私が計算した落札率は97.19%、これは少数点第3位を四捨五入して、今工事監査監がお示しになられた落札率は95.27%、どの数字でどれを除いたものですかね。私の計算とちょっと約2%違うんですけど。予定価格というのは、この5億539万5,000円、これをこの落札金額の5億2,002万円、これで私は割ったんですけど、どの数字をどの数字で割れば95.27%になりますか。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

今参考資料でお渡ししております入札結果表でございますが、一番上に書いてあります5億539万5,000円は、これが税抜き価格でございます。入札価格の4億8,150万割ることの5億539万5,000円という形になります。ですので、実際の税を抜いた金額を上の方に表示をしておりますので、税を含めると、これに1.08倍をした金額という形になります。

以上でございます。

○8番（田口幸一君） はい、わかりました。それでは、もう3回目ですから、これまで始良市内の業者に下請等で仕事があるのかという私の質疑に対して、2社ほどあるという答弁だったんですけど、この2社は、現在は仮契約、この本会議終了後、本契約が行われるわけですけど、この2社は株式会社富士通ゼネラル九州情報通信ネットワーク営業部、この会社に雇用してもらえる可能性があるのか。いや、必ずこの2社は下請等で雇用してもらえる、そこ辺はどうなっておりますか。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

下請で雇用というのじゃなくて下請契約になるかと思えますけれども、通信につきましては先ほど答えました2社ほどが、業者は通信業務を持っておりますが、例えば電気工事とかそういうのも多少発生してくる部分がありますので、そういうのを含めて下請にはしないでということで明記をしているものでございます。

以上でございます。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑ありませんか。

○19番（吉村賢一君） お伺いします。

まず、株式会社富士通ゼネラル九州情報通信ネットワーク営業部、先ほど人数的には単独でも1,100名以上いるということで伺いましたが、現実はどういった実績がある会社なのか。

それから業務の内容を1回示していただいのかどうか、ちょっと具体的に記憶がないんですが、どういった概要のものを発注されるのか、この工事名の中身。

それから、いわゆる鹿児島県あるいは近辺に、この富士通ゼネラルさんがこういう消防通信システムデジタル化整備工事をやられた実績があるのかなのか、その辺のところを詳しく教えてください。

○工事監査監（池田満穂君） お答えいたします。

富士通ゼネラルにつきましては、工事の実績でございますが、まず2010年に日本初のデジタル消防救急無線システムを岡山市消防局のほうへ導入しております。手前どもの資料では約19億円かけて整備をされているようでございます。

それと、県内といいますか九州管内では熊本県の菊池市に高機能の消防指令システム、それから大分県の杵築市に消防庁舎通信指令システム設計製造及び工事ということで、平成23年3月から23年の8月にかけてされております。

工事の中身につきましては、消防本部のほう詳しいですので、そちらでお願いします。

○消防長（岩爪 隆君） ただいまの質問に関しましては、担当課長に答弁させます。

○消防本部警防課長（福ヶ迫勇二君） 始良市消防本部警防課長をしております福ヶ迫でございます、よろしくお願ひします。ただいまの質問にお答えいたします。

富士通ゼネラル九州情報通信ネットワーク営業部が、ほかの消防本部をどこを構築しているかという点にお答えいたします。

この今度の消防救急デジタル無線の整備状況としまして、今現在各消防のわかっているところで行きますと、今現在富士通ゼネラルが契約を結んでいるのが大隅肝属地区消防本部、伊佐湧水地区消防本部、出水市消防本部、南さつま市消防本部、大島地区消防本部、指宿南九州消防組合、大隅曾於地区消防組合でございます。あと数消防本部、現在入札が行われておりませんので、そこら辺は不明でございます。

それと、今度の消防通信システムデジタル化についての整備の概要でございますが、平成28年5月までに整備しなきゃならない消防無線、まずこれをアナログからデジタルへ移行するという仕事が大きな目的でございます。

それに伴いまして、当本部が現在設置している通信指令台、これもデジタル化しなければならないというところになったところから、この通信指令台も本格的に整備をしなけりばならなくなったというところでございます。

内容につきましては、先日お示ししたとおり119番を受け付けするシステム、車両に載せるナビゲーションシステムなどございます。

以上でございます。

○19番（吉村賢一君） 説明ありがとうございます。まず、値段的にこの大きい額で、なかなか我々検討がつかないんですが、いろんな今類似例があるということで、値段的には妥当かどうかというのは相当検討されたと思ひますが、この辺の経緯をご説明ください。

それから、富士通さんの実績ということで県内各所にあるようですが、ほかの業者での実績というのは県内にまだほか、いわゆるほかの業者ですね、実績あるんでしょうか。というのは、先ほど、いわゆる日本電気さんが辞退されたというのは、特定の富士通さんのシステムなんかが入り込んでたのでできないようになったのか、その辺の理由があるのかお尋ねします。

○消防本部警防課長（福ヶ迫勇二君） お答えします。

まず、ほかの消防本部の実績の状態なんですが、現在わかっているものを発表いたします。鹿児島消防局が日本電気、薩摩川内市消防局も日本電気でございます。あと枕崎市消防本部、ここが沖電気、垂水市消防本部、日本電気、以上でございます。

あと、富士通ゼネラルの全国シェアでございますが、この富士通ゼネラル九州情報通信ネットワーク営業部の全国シェアは約30%でございます。あと日本電気のシェアが35.5%、沖電気のシェアが19.7%、これが日本のほとんどのシェアでございます。

あと日立、松下電器、あと日本無線とありますが——日立とあと富士通ですね。日立と富士通に関しましては、政令指定都市などの大きなところしか構築しておりませんので、こちらでは入札は不可能だと思われまひます。

以上でございます。（「値段的に妥当か」と呼ぶ者あり）申しわけございません。

値段的に妥当かという質問でございますが、これらについてはほかの消防本部の施工額をちょっと発表したいと思います。近隣の消防本部、鹿児島消防本部が16億、薩摩川内市が9億1,000万円、霧島消防局が6億5,000万円となっております。それらのことで当消防本部の設計額も妥当なものではないかと我々は感じております。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） よろしいですか。

○19番（吉村賢一君） いや、富士通のシステムが何か仕様書の中に特別なものが入ってて、日本電気が辞退したということじゃないんですかという質問。

○消防本部警防課長（福ヶ迫勇二君） 1社に特化したような仕様書ではないと我々は思っております。内容について、質問は2社ともいろいろ我々もしたところでございます。

以上です。

○19番（吉村賢一君） いいです。

○議長（湯之原一郎君） ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで質疑を終わります。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。ただいま議題となっております議案第57号は、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから議案第57号を採決します。この採決は起立によって行います。

本件を可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。議案第57号 工事請負契約の締結に関する件は可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第5、陳情第3号 生活排水に関する陳情書を議題とします。

産業建設常任委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（湯川逸郎君）

登

壇

ただいま議題となりました陳情第3号 生活排水に関する陳情書について、産業建設常任委員会における審査の経過と結果について報告します。

当委員会は、6月25日、26日、7月の1日、7日に開会し、現地調査を含め詳細に審査いたしました。委員会を協議会に切り替え、陳情者の出席を求めて陳情内容の説明を受けました。

陳情の理由と経緯等について申し上げます。陳情者の住む始良市加治木町朝日町地域は、加治木港に隣接する住宅街です。以前は水田用水目的の水路でありましたが、近年は田もなく付近の住宅街から流される生活排水がヘドロ化して腐敗が進み、悪臭と蚊が発生する原因となっています。早急に対策を講じていただくよう陳情いたします。

以上のような説明を受け、協議会における陳情者との質疑の主なものを申し上げます。

質疑、現場は水路ですか。下流に田がない状況です、水はどの程度流れていますか。答弁、下流に田があった時は水が流れていましたが、現在は生活排水のみ流れていますので、ほとんど水の流れがありません。泥がたまり、においがひどい状況です。

質疑、水路に木製の蓋をしたとのことですが、いつごろですか。また、蓋をしたことにより効果はありましたか。答弁、約5年前、自治会長に木製の蓋を全面にかぶせてもらいましたが、ベニヤ板が腐食し、危険な状況であったため撤去してもらいました。それでも、蓋があった期間は蚊は少なかったと思います。また、子どもたちが遊んで転落する危険もありますので、水路にコンクリート蓋をしていただきたい。

質疑を終結し、陳情者退席の後、協議会を委員会に切り替え、建設部長、担当者を交えて現地調査を行い、解決策を協議をしました。協議の主な内容は次のとおりです。

質疑、陳情された水路について、今後の対応はどのように考えているか。答弁、水路管理において堆積した土砂を除去する目的で水路の下流に開口部を設けて管理していましたが、高圧洗浄機等による水路清掃方法を変更し、陳情のあった場所にはコンクリート製の蓋をするか、もしくは現場打ちのコンクリートで施工することを検討しています。

現地調査終了後、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、陳情第3号 生活排水に関する陳情書については、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、産業建設常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第3号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。陳情第3号 生活排水に関する陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君）

日程第6、陳情第4号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書

日程第7、陳情第5号 「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める陳情書

及び

日程第8、陳情第6号 原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書

までを一括議題とし、総務常任委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（神村次郎君） 登 壇

ただいま議題となりました陳情第4号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情、陳情第5号 「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める陳情、陳情第6号 原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情につきましては関連がありますので、審査の結果について一括して報告します。

当委員会は、6月26、27に開会し、委員会を協議会に切り替え陳情者宋戸紀代美氏と森崎利佳子氏に趣旨説明を求め詳細に審査しました。

陳情第4号の趣旨は、東京電力第一原子力発電所の事故は、発生から3年になるがいまだに収束していない。15万人余りの人々が避難生活を強いられている。この事故は、他の産業事故では考えられない規模で地域社会を破壊し、放射能汚染は長期にわたって続き、どこまで拡大するのかも定かではない。現在の原発技術は使用済み核燃料の安全な処分もできない未完成で危険なものである。世界有数の地震国であり世界でも一、二の津波国である日本に集中的に立地することは危険きわまりない。

政府は、前政権の2030年代、原発稼働ゼロという極めて不十分な方針も白紙に戻している。これは原発ゼロの日本を求める国民多数の声に真っ向から背くものである。政府は、原子力規制委員会が平成25年7月に制定した新規性基準をもとに再稼働を強行しようとしている。この新基準で、電力会社は活断層や原発から160km圏内の火山活動の影響を想定することも義務づけている。

火山学の専門家は、川内原発を再稼働させることで過酷事故への可能性を訴えている。さらに九州電力の原発を全て停止しても電力供給に余力があることは、九州電力の資料によって明らかにされている。今こそ私たちは原子力依存から撤退を決断し、原子力発電所を計画的に廃止し、エネルギー政策の転換を国や電力会社に要請し、ともに進めるべきである。住民の命と自然という財産を守り、このふるさとに住み続けたいという住民の願いに沿うためには、再稼働を止め、速やかなる原発の廃炉の決断が安心・安全のまちづくりへの早道と考えるというものです。

このようなことから、本議会において原発の再稼働に反対し、原発から直ちに撤退する決議をし、さらに意見書を鹿児島県知事あてに提出するよう陳情するものです。

次に、陳情第5号の趣旨は、九州電力が過酷事故に陥った場合、東京電力の原発事故対応以上の対応を望むことは相当難しいと考えられる。住民の命と自然という財産を守り、このふるさとに住み続けたいという住民の願いに沿うためには、「川内原発3号機増設計画」を白紙に戻すことが重要であるというものです。

このようなことから、本議会において「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求めることを決議し、さらに意見書を鹿児島県知事あてに提出するよう陳情するものです。

次に、陳情第6号の趣旨は、住民の命と自然という財産を守り、このふるさとに住み続けたいという住民の願いに沿うためには、自然エネルギーを利用した発電に転換することこそが、安心・安全のまちづくりへの早道と考える。国や電力会社が再生可能エネルギーの推進、自然を生かした観光の推進と拡大などを進めれば、まちづくりに希望が湧くこととなるというものです。

このようなことから、本議会において次のとおり原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換することを決議し、さらに意見書を鹿児島県知事あてに提出するよう陳情するものです。

次に、質疑の主なものを申し上げます。

質疑、陳情の趣旨の中に、国民の過半数は原発に依存しない社会を望んでいる政府も認めた国民の認識は、とありますが、具体的な数値的なものを示してください。意見書案に、県民の安全確保上重要な課題が解決するまではとありますが、どのような課題ですか。答弁、国民の過半数については、民主党政権のときに判断がくだされています。重要な課題とは、避難の問題もありますが、チェルノブイリについて正確な情報が流された国では、子どもの95%にヨウ素剤が配布されたおかげで甲状腺がんの発生の確率が物すごく低下したそうです。いまだに正確な状況がわからない福島現状を見ますと、避難路などのさまざまな課題が解決したとは思えません。

質疑、原子力発電所の廃炉など今回陳情された問題は判断が大変難しく、男性、女性、地域、仕事によっても考え方に違いがあると思いますが、考えを示してください。答弁、女性としては子や孫のためにも今は我慢すべき時ではないかと思えます。全ての原発が止まっている今こそ判断すべきだと考えています。仮に1つでも動き始めたら、なし崩し的に動き出してしまうのではと心配しています。

以上で質疑を終結し、陳情者退席の後、協議会を委員会に切り替え、参考意見を聴取するために危機管理課職員から原子力防災計画や災害避難計画などの詳細な説明を受けました。

その後、議員間討議を行い、もう少し時間をかけて審議すべきだという意見や原発が停止しているこの時期にこそ意思表示をすべきだという意見などがありました。

その後、討論に入り、次のような討論がありました。賛成討論、1966年以来、はじめて原発ゼロの夏を迎えますが、具体的に国民の日常生活に大きな影響は出ていません。それに電力会社は原発の再稼働が見込まれなければ、電気料金の値上げは避けられないというキャンペーンを張って国民を脅しています。これを認めてはなりません。

また、忘れてならないのは、使用済み核燃料の処理技術は、まだ確立していないということです。現在日本には44トンの使用済み核燃料が既に貯蔵されています。4キログラムで原子爆弾1個製造できます。したがって、日本は原子爆弾1,100個をつくる能力を持っていることになり、このままでは日本列島は、原発であふれてしまいます。原発ゼロの立場でこの陳情に賛成します。

以上のような討論の後、採決に入り、採決の結果、陳情第4号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情、陳情第5号 「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める陳情、陳情第6号 原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情については、いずれも賛成多数で採択すべきものと決しました。

以上で、総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これで総務常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑は一括で行います。質疑はありますか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これより議案処理に入ります。議案処理につきましては、一件ずつ処理してまいります。

日程第6、陳情第4号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書について、討論を行います。討論はありますか。

まず、この原案に反対者の発言を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 次に、賛成者の発言を許します。

○10番（本村良治君） まず、原発ゼロの夏をここ数年間迎えているけど、節電を続ける中で、国民生活に大きい影響は出ていません。

2、まだ使用済み核燃料の処理技術が完成していない中で、再稼働すれば全国の原発に使用済み核燃料が貯蔵され続けるだけである。

3、まだ福島原発事故はいまだに収束をしていません。

4、電力会社は原発再稼働がなければ、電気料金値上げを避けられないというキャンペーンを張っていますけど、これは原発に頼っている証拠であります。これからは再生可能な自然エネルギーへ転換を図っていくべきである。

5、活火山の影響をほとんど考慮されていません。

以上を述べて、この陳情に賛成の立場の討論とします。

以上です。

○議長（湯之原一郎君） ほかに討論ありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） これで討論を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第4号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。陳情第4号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第7、陳情第5号 「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める陳情書について討論を行います。討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第5号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。陳情第5号 「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第8、陳情第6号 原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書について討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。陳情第6号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。陳情第6号 原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める陳情書は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第9、請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請についてを議題とします。

文教厚生常任委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（萩原哲郎君） 登 壇

ただいま議題となりました請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請について、文教厚生常任委員会での審査の経過と結果について報告します。

当委員会は6月25日、26日、27日及び7月1日に開会し、委員会を協議会に切り替え、請願者片野坂重浩氏に出席を求め、詳細に審査しました。

請願の概要は、35人以下学級について小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が予算処置されていません。日本はOECD諸国に比べて1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生徒数が多くなっています。一人ひとりの子どもに丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き上げる必要があります。新しい学習指導要領により授業時数や指導内容が増加しています。いじめ、不登校など生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決に向けて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。

三位一体改革により義務教育費国庫負担制度の負担割合が2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され、非正規教職員もふえています。子どもたちが全国どこに住んでいても一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。子どもの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。

こうした観点から、2015年度政府予算編成において次の事項が実現されるよう意見書の提出を請願します。

1、少人数学級を推進すること。具体的学級規模はOECD諸国並みの豊かな教育環境を整備するため30人学級とすること。

2、教育の機会均等と水準の維持向上をはかるため義務教育費国庫負担制度の負担割合を2分の1に復元すること。

質疑の主なものについて申し上げます。

質疑、少人数学級のこのような請願は毎年出されているが、全国的に少し改善されているのですか。答弁、現在の鹿児島県では可能な限りということで私たちも取り組んでいます。学校現場や保護者にもお願いして、署名など出したりしており、いろいろ続けています。

質疑、独自財源でしているところがあるのですか。答弁、少人数加配というのは始良市もやっています。文科省の予算の中で少人数で授業していますというのが、小学校も中学校も結構あると思います。

質疑、先生方の忙しさや小規模のクラスがよいものもわかるが、一方で先生方の質がどうなのかという思いがあります。鹿児島県内においても教職員の不祥事が多すぎます。この辺はどう考えますか。答弁、不祥事のごとは国民、県民、市民から見られているということをお忘れにはいけないと思うし、責任も大きいと思います。民間団体で学校の先生のやりがい調べたものがある。学校現場は年を重ねるごとにやりがいがなくなっているというデータが出ている。不祥事に関して先生たちのストレスがあるということも事実だと思います。

以上で質疑を終結し、請願者退席の後、協議会を委員会に切り替え討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の要請については、全会一致で採択すべきものと決しました。

以上で、文教厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。委員長、降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は採択です。請願第1号は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。請願第1号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書採択の請願については、

委員長報告のとおり採択することに決定しました。

ここでしばらく休憩します。全員協議会を開きますので、議員控え室にお集まりください。

(午後1時50分休憩)

○議長(湯之原一郎君) 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午後2時02分開議)

○議長(湯之原一郎君) お諮りします。総務常任委員長より、発議第4号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書(案)、発議第5号 「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める意見書(案)、発議第6号 原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める意見書(案)、が、文教厚生常任委員長より、発議第7号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書(案)が、提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として、議題にしたいと思えます。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) 異議なしと認めます。発議第4号から発議第7号の4件を日程に追加し、追加日程第1から追加日程第4として、議題とすることに決定しました。

○議長(湯之原一郎君) 追加日程第1、発議第4号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書(案)を議題とします。

○議長(湯之原一郎君) お諮りします。ただいま議題となっています発議第4号は、会議規則第37条第3項の規定によって趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。総務常任委員長、登壇してください。

○議長(湯之原一郎君) これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) 質疑なしと認めます。総務常任委員長は降壇ください。

○議長(湯之原一郎君) 討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(湯之原一郎君) 討論なしと認めます。

○議長(湯之原一郎君) これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。発議第4号 川内原発1号機2号機の再稼働に反対し廃炉を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第2、発議第5号 「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める意見書（案）を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。ただいま議題となっています発議第5号は、会議規則第37条第3項の規定によって趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。総務常任委員長、登壇してください。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。総務常任委員長、降壇してください。

○議長（湯之原一郎君） 討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。発議第5号 「川内原発3号機増設計画」の白紙撤回を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第3、発議第6号 原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める意見書（案）を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。ただいま議題となっています発議第6号は、会議規則第37条第3項の規定によって趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。総務常任委員長、登壇してください。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。総務常任委員長、降壇願います。

○議長（湯之原一郎君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立多数です。発議第6号 原子力に依存しない自然エネルギー政策に転換を求める意見書（案）は、原案のとおり可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 追加日程第4、発議第7号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書（案）を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。ただいま議題となっています発議第7号は、会議規則第37条第3項の規定によって趣旨説明及び委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は趣旨説明及び委員会付託を省略することに決定しました。文教厚生常任委員長、登壇してください。

○議長（湯之原一郎君） これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 質疑なしと認めます。降壇ください。

○議長（湯之原一郎君） 討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 討論なしと認めます。

○議長（湯之原一郎君） これから採決します。この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（湯之原一郎君） 起立全員です。発議第7号 少人数学級の推進などの定数改善と義務教育費国庫負担制度2分の1復元をはかるための、2015年度政府予算に係る意見書（案）は、原案のとおり

可決されました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第10、常任委員会の閉会中の特定事件（所管事務）の審査・調査の件を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 各常任委員長より、お手元に配付しました「継続審査・継続調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。各常任委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。よって、各常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・継続調査とすることに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第11、議会運営委員会の閉会中の所掌事務審査・調査の件を議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 議会運営委員長からお手元に配付しました「継続審査・継続調査事件一覧表」のとおり申し出がありました。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり閉会中の継続審査・継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査・継続調査とすることに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 日程第12、議員の派遣についてを議題とします。

○議長（湯之原一郎君） 議員派遣について、会議規則第160条第2項の規定によって、議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書をお手元に配付しております。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。議員研修会等の派遣については、行事計画書のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。議員研修会等の派遣の目的、場所、期間等を明記した行事計画書のとおり、議員を派遣することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） お諮りします。本会議の案件中、字句等の軽微な整理を要するもの、行事計画の変更等については、その整理を議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（湯之原一郎君） 異議なしと認めます。したがって、字句等の軽微な整理、行事計画の変更等は、議長に委任することに決定しました。

○議長（湯之原一郎君） 以上で、本日の議事日程は全部終了しました。

したがって、本日の会議を閉じ、平成26年第2回始良市議会定例会を閉会します。

(午後2時13分閉会)

地方自治法第123条第2項の規定によってここに署名する。

始良市議会議長

始良市議会議員

始良市議会議員

始良市議会議員